

厚生福祉常任委員会報告

開会中の委員会調査

平成20年11月26日

1 湯沢町国保・出産一時金の増額について

12月議会への提案事項の事前説明（開会中の審査を参照）

2 第4期の介護保険の運営について

①「ゆのさと園」の増床計画
「ゆのさと園」の定員は50名であるが、6名増員して56名にする。そのことを第4期計画に織り込む。

②第4期計画の保険料
準備基金から3千万円ほど取り崩せば第4期の保険料は今とそう変わらない額で設定できそうである。

3 湯沢病院の電子カルテシステムについて

井上院長から案内をしてもらいながら説明を聞く。

開会中の委員会審査

平成20年12月11日

●議案第68号

湯沢町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

厚生労働省より、平成21年1月1日より出産育児一時金を現行の35万円を38万円にするよう要請があったので、それに従うもの。

主な質疑

Q：現在の湯沢町には他の市町村に対して、これは湯沢町の誇る施策だと胸を張れるものがなくなつた。せめてこの改正にもう少し上積みをするような事は考えなかつたのか。

A：健康福祉課からは40万円にとり提案もあつたが、その場合財源は一般会計になる。社保や共済の会員の方が多いのに、

国保の会員だけに特典を与えるわけにはいかないとの理由で、その提案は叶わなかつた。しかしその代わり、中学卒業までの入院費助成や通院助成の小学校卒業までの拡大、不妊治療費への助成などを来年度予算に盛り込むべく検討中である。

Q：条文を改正するのに、35万円を38万円と書き換えればそれでいいのに、なぜこのような複雑な書き方をするのか。

A：来年1月1日から「産科医療保障制度」がスタートするが、それに参加しない産科医が少数ながらいる。その医師にも参加を促すために、参加していない産院で出産した場合の一時金は38万円を出さない事も可能にする



増床が計画されている ゆのさと園